

戸山サンライズ



2007

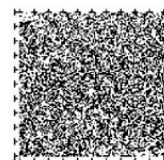
6・7月号

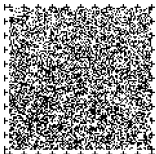
スポーツ

地域で障害児プールを始めようとする方に

特集

障害児支援について





←これは、SPコードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力が可能です。



第21回障害者による写真全国コンテスト

金賞 「獅子と真珠」(撮影地：三重県熊野市)
三重県 黒井 弘紀

とても楽しい写真です。本当に世の中にはこんな場所があるので
すね。岩の面白さに夕日を合わせた発想の面白さに脱帽です。この
時間にその場所に出かけて写した努力は素晴らしいと思います。

このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図る
ことで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加
を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会
(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年
開催されているものです。第21回を迎えた今回のコンテ
ストでも、全国各地より256点にのぼる素晴らしい作品の
数々がよせられました。

目次

2007年6・7月号

■特集：障害児支援について

- 「障害児支援について」————— 大塚 晃 1
「障害児の支援—発達障害への対応—」————— 石井 哲夫 4
「特別支援教育の発進」————— 松原 豊 6

■スポーツ

- 「地域で障害児プールを始めようとする方に」————— 直井 寿徳 9

■ライフサポート

- 「最新福祉用具紹介
—福祉用具研究開発助成事業で
実用化されたもの(その3)—」————— (財)テクノエイド協会 12

■ライフサポート

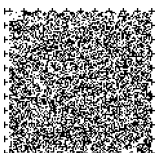
- 「社会保険Q&A」————— 高橋 利夫 15

■レクリエーション

- 「障害者施設でのレクリエーション交流
—「はくちょう学園」で学んだこと—」————— 藺田 碩哉 16

■お知らせ

- 「第22回障害者による書道・写真全国コンテストのご案内」————— 20
「(財)日本障害者リハビリテーション協会 刊行物のご案内」————— 24



障害児支援について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害福祉専門官 大塚 晃

1. 支援費制度と障害児

障害者福祉サービスについては、平成15年4月から、障害者自身がサービス事業者や施設を選択して利用する支援費制度がスタートした。その結果、ホームヘルプサービス（居宅介護）など在宅のサービス利用者の数が大幅に増加した。これは、措置制度から契約制度に移行し、サービスが選択できるようになったこと、障害者とその家族がサービスを利用して地域で生活しようとする動機が高まっていたことが考えられる。支援費制度が開始された平成15年4月より平成16年10月までのホームヘルプサービス支給決定者数の推移は、全体として約10万人から約16万人と約1.6倍に増加しているが、特に児童のホームヘルプサービスの伸びが同期間で約2.4倍と著しい。これは、児童のホームヘルプサービスが開始されたばかりであり、移動介護の使い勝手の良さ等が原因となって潜在的ニーズが顕在化されたためと考えられる。結果、国における在宅サービスの予算が不足する事態となった。

利用者が増加している一方で、同サービスを用意している市町村は全国の一部にとどまる。特に障害児のホームヘルプサービスに取り組んでいる市町村は、全体的には37%（平成16年1月）であった。また、児童のホームヘルプの都道府県格差は44.4倍（15年4月）であった。このように、まだ多くの市町村では、在宅サービスの基盤が整っていない状況にあると言える。

2. 障害者自立支援法の成立と障害児

障害者自立支援法は、このような問題点を踏まえ、障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設す

るものである。その他、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービス整備のための計画作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行うものであり、同法は、平成17年11月7日に公布され平成18年4月から施行されている。

(1) 障害者自立支援法が目指すもの

障害者自立支援法は、障害者が一人ひとり固有の能力や適性をもっているという考え方に立ち、日常生活や社会参加など自立した生活を営むことへの支援を目指すものである。それは、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会をつくっていくことである。

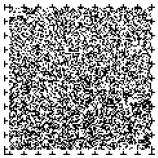
3. 障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法のポイントを障害児の観点から見ると、

(1) 障害者施策を3障害一元化

従来の、障害種別ごとの法律等に基づいてサービスが提供され、障害種別ごとにサービス提供に大きな格差が生じていたことや、精神障害が支援費制度に入っていなかったことなどの制度上のさまざまな不整合を解消するために、身体障害、知的障害、精神障害と分かれていた施策を一元化し、障害者の自立を目指すサービスについて共通の制度の下で提供することとした。

また、住民に身近な自治体である市町村中心のサービス提供体制を確立するとともに、国や都道府県が、広域的、技術的、財政的等の観点から重層的に支援する体制の整備を図っている。障害児施設については、児童虐待が深刻になる中で、都道府県（児童相談所）の役割が大きく



なっていることから、直ちに市町村には移管しないこととされ、今後、3年程度かけて児童入所施設の在り方を検討しながら結論を出すこととされている。

(2) 利用者本位のサービス体系に再編

障害者自立支援法に基づいて提供される新しい福祉サービスは、自立支援給付としての介護給付及び訓練等給付ならびに地域生活支援事業から構成されている。

また、NPO法人、空き教室、空き店舗、民間住宅、小規模作業所といった地域の障害者を支える資源として一層活用しやすいよう規制緩和が行われているが、障害児の施設体系の検討については、今後の課題とされた。

具体的な障害児に関する福祉サービスについて、介護給付及び訓練等給付の内容は以下のとおりである。

①居宅介護（ホームヘルプ）（第5条2項）

居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。身体介護や家事援助が提供されるサービスであり、支援費制度で大きく増加した移動介護は移動支援として地域生活支援事業で行われることとなった。

②行動援護（第5条第4項）

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。障害児にも適用されている。

③児童デイサービス（第5条第7項）

障害児につき、児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。児童デイサービスについては、その目指すべき機能を主に乳幼児期の療育（発達支援）とし、預かりや放課後支援的なものは地域生活支援事業の年中一時支援事業で行うものと整理している。

④短期入所（ショートステイ）（第5条第8項）

居宅においてその介護を行う者の疾

病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

⑤重度障害者等包括支援（第5条第9項）

常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。

⑥重度訪問介護（第5条第3項）

重度の肢体不自由児者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

また、障害児の施設入所（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）については、引き続き児童福祉法に規定が置かれているが、平成18年10月からは、契約制度による利用が導入されている。

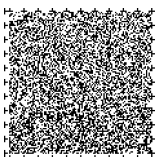
(3) 支給決定の透明化、明確化

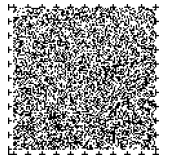
従来、どのような状態の人にどのようなサービスをどのくらい提供するかが市町村によりまちまちになっており、これが地域差の生まれる大きな原因となっていた。障害者自立支援法においては、相談支援体制を整備するとともに、サービスを提供するためのルール化を進めることにより、必要なサービスをより効果的・効率的に公平で透明なプロセスで提供できるようにしている。そのために、支援の必要度に関する客観的尺度（障害程度区分）を導入するとともに、区分の認定のために全国共通の項目による調査を実施し、市町村の審査会の意見聴取を行うなど、市町村が支給決定を行う際のプロセスの透明化・明確化が図られている。

今回の障害者自立支援法においては、障害児の支給決定については、

①発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、

②乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別がつきづらいこと、





③現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないこと等の理由から、障害程度区分は設けないこととされたが、今後の検討課題とされているところである。このため、障害児の支給決定は、現行の取扱いを基本的にしつつ、

①居宅介護、児童デイサービス、短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5領域10項目の調査を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。

②行動援護の申請があった場合、12項目の調査等から障害者の場合と同様、10点以上を対象となる。

③重度障害者等包括支援（概ね15歳以上）については、106項目（障害者の認定調査項目と同じ）の調査を行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかの意見を聴いた上で支給の要否を決定する。

④重度訪問介護については、15歳以上で、児童福祉法63条の4の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市町村長に通知した場合、障害者とみなし、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定するとされている。

(4) 障害児の利用契約について

障害児施設については、原則として利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合については、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとされている。

①保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合

②保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合

③保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合である。

(5) 安定的な財源の確保

現在サービスを利用している人たちだけでなく、新たにサービスを利用しようとする人たちも含めて制度の持続可能性を確保するために、「みんなで負担する」という考え方のもと、障害者自立支援法においては、利用者負担を見直し、負担能力の乏しい人へ配慮しつ

つ、福祉サービスの利用量に応じた負担（定率負担）とするとともに、国、都道府県の財政責任を確立することとされた。利用者負担額には、これが高額にならないよう、月額上限が定められており、この上限額には、利用者負担の属する世帯の収入等に応じて、所得が低い場合には、より低い上限額となる仕組みが設けられている。障害児施設については、一般世帯の中に一つ区分を設けて負担の軽減に努めている。

4. 今後の課題

障害者自立支援法構想時のグランドデザインにおいては、障害児施設・事業のサービス体系の見直しについては概ね5年後施行を目途に3年以内に結論を得るとされているが、その時の論点は、

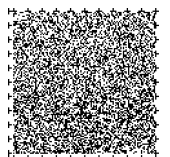
(1) 措置権については、原則として都道府県から市町村に移譲し、大人の障害者と同様の制度に改める。

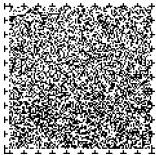
(2) さまざまな年齢や障害程度の異なる児童が混在するなど、本来の施設の機能と入所児の実態の乖離^{かいり}を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。

(3) 教育と連携を図りつつ「発達支援・育児支援システム」を体系的に整備していくため、親の障害受容を促すための事業や適切な発達を確保していくための事業を実施する。

とされている。

障害者自立支援法附則の第3条においては、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討に加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、子育て支援など少子化対策の動向、障害者自立支援法における自立と共生社会の実現、特定の場における特殊教育から生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の実施、発達障害者支援法など新たな障害への対応を考慮して障害児の福祉施策を考えていくことが重要である。





障害児の支援—発達障害への対応—

目白大学 学術顧問
石井 哲夫

1. 発達障害のある人の心理機能の適正な発達

平成17年4月に『発達障害者支援法』が施行された。この法律には、発達障害児者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進を行うことがあげられている。そのためには、症状発現後できるだけ早期の発見・療育を行うこと、さらには、学校、職場など社会において、個々の人の成長にそった縦断的で一貫した支援が必要であり、医療、教育、福祉、保健、労働などの各領域で支援を行う機関が、相互に連携することの必要性が謳われている。

発達障害児者の支援については、援助者側から、「援助者と援助を必要としている当事者との間に援助関係が形成しにくい」という声をよく聞く。特に、自閉症の人たちは「人と関わることが出来にくい」と言われている。援助をしようにも、その援助を必要としているはずの自閉症の人が受け付けてくれない。一方、当事者からは「どうしたいのか」「どうしてほしいのか」を適切に援助者に対して伝えることができないことがよくあることをきく。このことは、知的障害を伴わず、言語や認知に遅れがないとされるアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害や学習障害の人たちも同様である。

このように、自閉症をはじめとする発達障害のある人たちについては、まず、支援者がその特性を配慮した援助ができるように、本人との意思疎通を図る努力を重ねることであり、この努力は長い生涯にわたり、多くの周囲の人たちに共有してほしいことである。しかしながら、今まで、多くの場合、それができなかったことにより、この人たちは、非常識で不可解な言動を示すようになることや、行動障害も多発している。

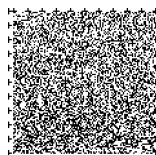
社会的に通用しない言動や行動障害の元にある「本人の抱える困難な生活の実態」は、外側からみてわかるものではなく、また、仮に本人や家族や専門家が、そのことを説明できたとしても、世間一般の多くの人の生活感覚や価値観、思考から考えると、なかなか理解しがたいことが多いものなのである。

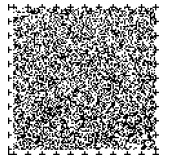
2. 高機能の発達障害の人たちへの理解と対応、援助に関わる考え方

例えば、高機能広汎性発達障害の人たちは、人間関係の育ちや社会性の獲得は遅れるが、一方で高い言語や認知面での能力により、社会事象の因果関係の認知や推測、またこれらに関わる価値判断が鋭く、かえってそこから社会とのミスマッチが生じやすい。知的能力の高さから、高等学校や大学を卒業するところまでは何とか今ある社会システムの中で過ごすことができたとしても、社会性の未熟さや対人関係状況の独特さによって、いじめや仲間はずれの経験を重ねることにもなりやすい。

その結果、人として重要な機能である「自信や自尊心」が損なわれ、社会に対する抵抗や反発を増幅させることになる。そのため、人への攻撃的言動の多発や引きこもりなど社会的な生活が困難な状態が固定化してしまっている例が少なくない。

私は、自閉症の人やその家族に関わるしごとを長年続けてきており、その中には、高機能自閉症あるいはアスペルガー症候群の範疇に入る人たちもいる。また、この数年「東京都発達障害者支援センター」において、高機能自閉症・アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害のある人たち、特に成人以降の人たちとのつきあいを新たに積み重ねている。特に定例で行っている当事者たちとの話し合いを通して、現実の社会生活におけるさまざまな「生きにくさ」を本人自らの発言から知ることになった。そして、この高機能の発達障害の人たちが、社会で生きることをどのようにとらえているのか、あるいは生き甲斐について、本人たちをとりまく家族、さらには学校や職場における人間関係などに密着したかたちで考えていく必要性をあらためて実感している。例えば、「人間関係の情緒的共有性が生じにくい」点について、家族という限られた範囲でとらえるのではなく、複数の人間関係を持つ工夫が必要とされている。この人たちが育っていく過程において、家族だけでなくできるだけ多くの人たちと話をする機会をもつことが大切である。そのことにより、本





人が自己認知をすすめる、自身の力でできることと、他人の支援を受けるべきところを素直にとらえ、自分の言動を直していく気持ちを育てるように気をつけていくように援助していくことである。

3. 発達障害の人たちへの援助のポイント

まず広い立場からこの援助がどのような効果をもたらすことを目的としているかについて熟考することが必要である。発達障害児者への援助は、次のどちらかに偏りやすいが、「一方のみ」ではない。

◎発達障害児者に対して、社会の側の価値観に合わせることを求める。

◎援助者が、発達障害児者の独特な感覚や認知・欲求に合わせる。

また、最近マニュアルやシステムに載せての支援が有効と考えられてきているが、基本となることは、人間としての人生をより有益に送れるように出来る支援を考えることであろう。

この人たちが安心した気持ちで、社会の状況に主体的に関与できるようにしていくためには、まず、どのようなことでつまづいているのか、何ができないのか、どこに食い違いがあるのかなどを明らかにして、その不足しているところを補完したり、食い違いの内容について、本人と他者（社会）の双方に「代弁」「解説」「橋渡し」などを行う対人援助が必要である。

また、これまでの発達障害援助の実践研究の経過の中で、多くの家族や援助者が発達障害児者と関わりをより良くするための技法がさまざまに開発されてきているが、それらを有効に使うために外してはならないことは、対人援助の基本を忘れないことである。それは、まず、支援者がこの仕事への生き甲斐を持つことである。特に直接的な対人援助の生き甲斐を持つことによって、長期的な根気強いよい援助ができることである。つまり援助は、本人を支援するというミッション（使命）に基づいて行われている。本人といっても、年齢、環境障害の種別などと極めて多種多様にわたっているが、基本は人間が人間を援助することであるので、そのミッションは共通している。

以下は私が考えている対人援助のミッションの内容となるものである。

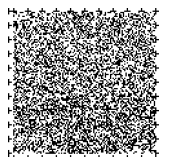
- ① 本人が、背負っている重荷を知り、それを少しでも軽くしたい。本人の重荷とは、
- 相手となる人の中には、自分では、予定していなかったり、望まない方向に、事態がすすみ本意である、納得のいかないことでも、しなければならぬことが多い。
- 本意にも、人から馬鹿にされ、いじめに遭いな

がら、耐えている。

- 過敏や不安があったり、自分の気持ちや考えについて、表現の仕方が不十分で、人におかしく思われ、不適切な対応や、嫌われることが多かった。
- 家族との生活で、安定が得られにくく、圧迫されることが多かった。
- 友達も出来ず、自分の悩みをきいてもらえる人がほとんどいなかった。などである。
- ② 本人の立場に立って、理解を深め、徹底的な味方になって、生きてほしい。
- 常識的な見方をすれば、本人は、人から嫌な気持ちを持たれることが多い。それでも、援助ともなれば、つとめて好意を持ってつきあって嫌な気持ちを無くして欲しい。
- 支援の場面のみでなく自発的な好意的関わりを努めて行うことを心がける。
- 本人の家族と時には意見が異なることもあるが、ひたすら、子どもや、家族との信頼関係を深め続けることに徹すると、その子どもや家族との共生観が育ってくる。
- その逆の感心しない、冷たく利己的に見える家族に対しても、それが本音でなく、一時的なことと考え、前掲の援助者の気持ちを崩さないようにする。以上は、私がいろいろな発達障害の人と知り合って、その援助のために勉強したり工夫したりする事によって得てきている援助の心得としている内容である。

《関連文献》

- 石井哲夫：自閉症児・者のトータルケアプランと地域の人たちとの支え合い、自閉症スペクトラム児・者の理解と支援、日本自閉症スペクトラム学会編、2005、pp. 134-142、教育出版
- 石井哲夫：これからの教師・援助者に求められる資質とは何か、児童心理臨時増刊2005；825号：152-158
- 石井哲夫：発達障害者支援法の概要と運用の現状－発達障害者支援センターの立場から－、法務省保護局編 更生保護2005；57巻第3号：13-18
- 石井哲夫：自閉症児の心を育てる第2版、明石書店、(2006)
- 石井哲夫：これからの障害者支援自閉症の人への支援を實踐して得たもの、教育と医学No. 642、pp4-12、慶応義塾大学出版会、(2006)
- 石井哲夫：愛着ときずなの分散・多様化、そだちの科学No. 7、pp129-131、日本評論社、(2006)
- 石井哲夫：「気がかりな子」をどう理解するか－LD・AD/HD・高機能広汎性発達障害現代社会の中の発達障害 pp167-171 (2006)



特別支援教育の発進

筑波大学特別支援教育研究センター

松原 豊

1. 特別支援教育って何？

今年の4月から特別支援教育が本格的に発進しました。では、特別支援教育になると何がどう変わるのでしょくか。わかりやすく小学校での例を挙げて説明します。

A小学校の特別支援教育コーディネーターB先生に担任の先生や保護者からこんな相談が寄せられました。

1年生の担任C先生から「授業中に離席する児童が2名います。一人は教室の外に飛び出してしまうことも度々あります。もう一人は友達との関係がうまくいかないことが多く、言葉より先に手が出てしまいます。他にも特別な配慮が必要な子どもがいます。一人では対応することが難しくなってきました。どうすればよいでしょうか。」

3年生の担任のD先生から「クラスには肢体不自由で車椅子を使っている児童がいます。3年生になって体育や音楽など技能教科の指導が難しくなってきました。相談できるところはありますか。」

5年生の児童の保護者Eさんから「うちの子どもは漢字をなかなか覚えることができないようです。担任の先生からは努力が足りないといわれるので、1年生の頃から家庭でもがんばって教えていますが、最近では漢字が複雑になってきたこともあり限界のようです。算数の図形も苦手で、最近は勉強に対して自信を無くしています。どこかに相談した方がよいのでしょうか。」

B先生はこれらの相談を受けて、校内委員会で話し合うことにしました。校内委員会は特別な支援ニーズのある児童生徒の実態を把握し、支援の方針を決めたり、外部の専門家に来てもらうことなどを判断する組織です。メンバーは学校の規模によって異なりますが、A小学校では校長、副校長、生活指導主任、コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーなどがメンバーになっています。

話し合いの結果以下のような支援

方針を決定しました。

①1年C先生のクラスに対しては児童の様子を巡回相談員に観察してもらい助言を受ける。教室を飛び出す児童に対しては、当面は担任が追いかけてもよいように学校体制で対処し、学級経営補助員を教育委員会に要望する。

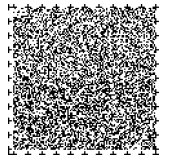
②3年生の肢体不自由のある児童に対しては地域の特別支援学校(肢体不自由)の特別支援教育コーディネーターに連絡をとって指導方法の助言や教材の紹介をしてもらう。

③5年生の保護者には、教育センターや大学の専門機関などを紹介し、心理テストなどを実施して認知面の特性を知ることが学習方法を工夫する上で大事な情報となることを説明し、希望があれば専門家を交えて面談することができることを伝える。

このように特別支援教育では学校の中で生じている個々の子どもの特別な課題に対して学校全体で取り組むことができるようになりました。

2. 特殊教育から特別支援教育へ

これまでの特殊教育は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病虚弱、言語障害、情緒障害などの障害がある子どもを対象として盲・聾・養護学校、特殊学級あるいは通級指導という特定の場所で展開されてきました。新たな特別支援教育では、A小学校の例で示したように、肢体不自由のある子どもは養護学校で教育を受けるといような子どもの障害種や程度に応じて教育の場を決定し、そこで教育を提供していくという発想ではなく、どのような場においても一人ひとりが必要とする教育支援のニーズに対応していくことが求められるようになりました。対象もこれまでの障害領域に加えて、通常の学級に在籍している学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、広汎性発達障害(PDD)などの発達障害さらには第4の発達障害と呼ばれる被虐待児など特別な支援ニーズのある全ての子どもに対して支援が行われるようになっていきます。支援は学



校の教員だけで行うのではなく、保護者を含め医療、福祉など子どもを取り巻く関係者が連携し、必要に応じてチームを作って対応することができるようになりました。(図1)

特別支援教育を推進していくためには、従来の特

殊教育の専門性を継承しつつ、発想を転換した新たなシステムや専門性を作り上げたりしていく必要があります。

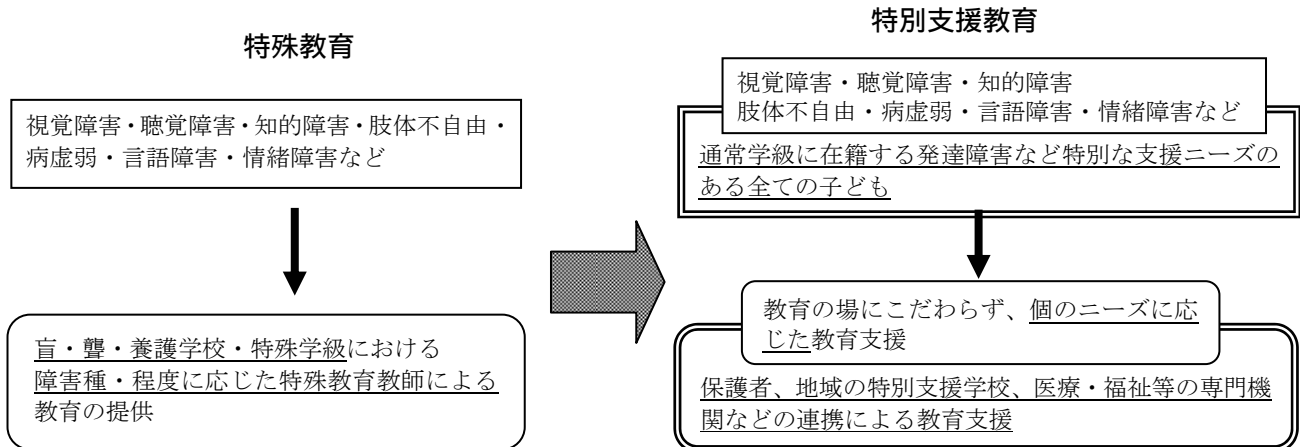


図1 特殊教育から特別支援教育へ

3. 機能的な支援のために

特別支援教育では、学校と保護者や地域の医療や福祉の専門機関などとの連携が必要であり重要であるとよく言われます。これまで他の専門機関との連携を経験してこなかった学校にとってはハードルの高い課題となっています。学校が保護者や地域の専門機関と連携するためには、支援の必要な子どもを取り巻く人たちが情報を共有し(ネットワーク)、お互いの専門性に基づいて役割分担したり協働して支援(チームアプローチ)することが重要です。そのためには新たなシステムやリソースが必要になります。

そこで特別支援教育を推進するための道具(ツール)として**特別支援教育コーディネーター**、**個別の教育支援計画**、**広域特別支援連携協議会**、**校内委員会**、**個別の指導計画**などが用意されています。

特別支援教育コーディネーターは連携のキーパーソンとして多くの役割を担っています。冒頭のA小学校のB先生は小学校の特別支援教育コーディネーターとして、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者への対応、担任への支援、校内委員会の運営や推進、個別の教育支援計画の体制整備、特別支援教育に関する研修の企画・運営など多くの役割を果たしています。(図2)

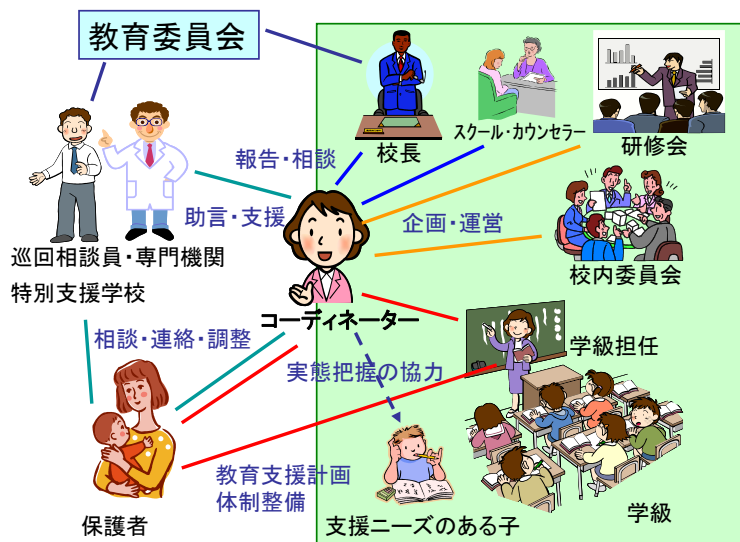
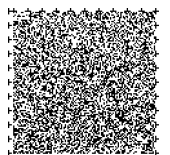
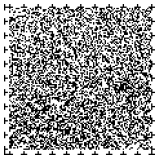


図2 小・中学校の特別支援教育
コーディネーターの役割

多くの役割を持つ特別支援教育コーディネーターがうまく機能するためには、コーディネーターとしての専門的な知識や技能の研修も必要ですが、コーディネーターに指名された人を支えるための校内のバックアップ体制がさらに重要となります。学校全体を見渡せるフリーの立場にありながら、あくまで学校組織の一員として位置づけ、職務の内容を教職員全員に周知することと学校全体の協力体制を構築することが大切です。また地域の特別支援教育センターとしての役割を担う特別支援学校のコーディネー





ターは小・中学校のコーディネーターと連携して専門的な立場から助言や支援方法の提案、教材の紹介を行います。

校内委員会は教育支援が必要な子どもに気づき、実態把握をして支援方法を具体化させていくことを目的とする委員会です。個別の指導計画の作成や専門家チームとの連携の検討、全教職員の共通理解・校内研修の推進、保護者相談の窓口・理解推進などの機能も有しています。これまで支援の必要な児童生徒の対応は個々の教員に任されていましたが、校内委員会によって学校全体の教職員で情報が共有され、外部の専門家を含めたチームで対応することができるようになりました。

個別の教育支援計画は特別支援教育の要となる重要なツールです。子ども一人ひとりの支援ニーズに応じて、就学前から学校卒業後までの長期的な視点で一貫した教育支援を効果的に実現することを目的にしています。保護者と協力して必要な支援ニーズを明らかにし、具体的な支援の内容・方法について明記します。教育だけではなく福祉、医療、労働などの関係機関との連携協力についても記載します。

個別の指導計画、**個別の移行支援計画**は、前者が学習指導要領に基づいた個々の学習に関する指導計画を明記したもの、後者が学校卒業後など移行に関する個別の支援計画のことです。(図3)

広域特別支援連携協議会は、地域における総合的な教育的支援のために、教育・福祉・医療等の関係機関の連携協力を確保するための仕組みです。都道府県や政令指定都市レベルの広域を想定して各地域の連携協力体制を支援することを目的としています。特別支援教育コーディネーターが特別支援教育を機能させるためのボトムアップのツールとすれば広域特別支援連携協議会はトップダウンのツールになります。

4. 発達障害に対する正しい理解

「やっぱり、うちの子変ですか？」発達障害のあ

る子どもの保護者との教育相談でよく聞かれる質問です。この言葉の背景には、学級の中でのその子どもの置かれている立場、母親の心情がよく現れています。幼稚園や小学校・中学校の通常学級に在籍している学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、広汎性発達障害(PDD)など発達障害のある子ども達は、これまで「困った子、変わった子、できない子」と呼ばれ、本人が困っているにも関わらず、誤解され、学級の中で孤立したり、いじめの対象になることも少なからず見られました。車椅子を使っていたり、視覚障害で白い杖を持っているような障害の場合は周囲の理解も得やすいのですが、発達障害では身体面や知的発達面に問題が無いことが多く、周囲からは気づかれにくく、理解されにくいようです。現代社会では、とすれば他者に同調する人の態度を肯定し、他と違いのある人々に対して「勝手だ、浮いている」などと異端視する傾向があります。「みんなと違う子」をターゲットにして行われる子どもの世界の「いじめ」もその例でしょう。発達障害の子どもは、授業中に離席したり、勝手な発言をしたり、他の子どもとトラブルを起こすなど、表面的には他者と同調することが苦手な様子が見られます。それに対して、教師の対応が他者との同調だけを強要し、従わないときは叱責や注意が繰り返されることになり、周りの子どもたちも教師と同じような対応をするようになります。その結果、子どもはクラスの中でみんなと違う子という烙印を押され、自己評価が下がっていくという結果になります。保護者は他の子どもに対して迷惑をかけているという罪悪感を持ち、その原因を自分の子育ての責任とってしまうことになります。特別支援教育においては、新たな支援の対象となった発達障害のある子を正しく理解し、周囲の人たちの適切な対応によって、問題を解決しながら、お互いの良さを認め合っていくことが重要になります。

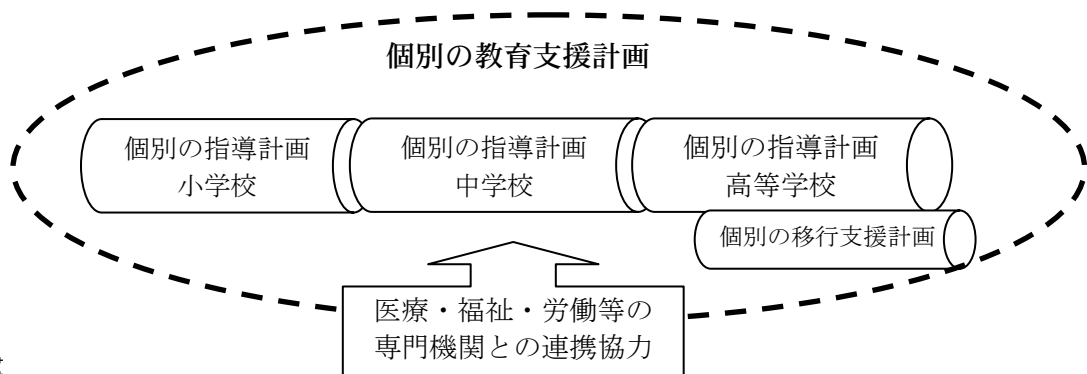
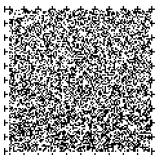
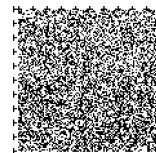


図3 個別の教育支援計画





スポーツ



地域で障害児プールを始めようとする方に

はじめに

パシャ パチャ ジャボ

手足が冷たくなり、ますます動きが鈍ってきた。もう少し頑張れ。しっかり足を動かせ。一緒に入っているこちらの身体も寒くなってきている。

もう誰も泳いでいない広いプール。彼が泳ぐ水音と周りのまばらな歓声。

25mフリー（アームヘルパーをつけての背泳ぎ）。もうどのくらいのタイムで泳いだのかも忘れてしまった。15分だったか20分かかったか。

施設に長期入院している子たちと練習してきた私たちがはじめて地域に出た大会。東京都身体障害者スポーツセンターで行なわれた大会であった。ゴール！！

やっとたどり着いた。「泳ぎきったことがうれしいんだよー」と本人だけではなくスタッフも涙・涙のプールサイドだった。

その翌日からの訓練室での彼の訓練は一味違っていた。やりたくないと言っていた、歩行器歩行の練習も積極的にやり、何事も自分から行なうようになっていた。

障害児のプールというとどんなイメージなのでしょう？

私が経験してきたことをいくつか紹介しながら、地域で障害児のプール活動をしていこうという方のお役に立てたらと思います。

親の会での活動

養護学校や通園などで親が集まり会を作っていることが多いです。多種類の活動の中でもプールは障害児にとって比較的導入しやすい活動といえるでしょう。

スマイル訪問看護ステーション 直井 寿徳

・埼玉県での一例：（頻度）一月に一回。少ないように感じられますが、この頻度でも一年を通して行なわれることでしっかりと積み重ねることができ、少しずつですが確実に水に慣れ、上手になっていきます。頻度高く、つめてやる必要はありません。

（場所）①地区の障害者体育施設。障害者用であるため、駐車場や館内が整備されており、また更衣室の広さが充分であり着替え用の台が置いてあることが多いです。プールの入退水のしやすさなど全体に使いやすいことが利点です。

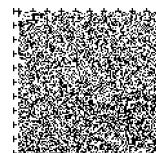
しかし、やはりその利点やコース借りが安価であるために利用したいグループも多く、占有コースをとることが困難ではあるようです。

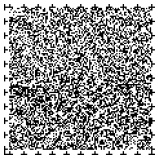
②地区の福祉施設。現在使用させてもらっているプールは、設備はしっかりと揃っていますが、一般には休止している状態です。特別に好意で貸切にしてくれています。そういった施設を見つけていくことも積極的に行なっていきたいところです。

③地域の養護学校。新設の養護学校などでは設備が充分整っており活動しやすいです。地域の活動に開放している学校が多くなってきています。（内容）基本的に他の機会にもプール活動が自信を持ってできるように親子で入水することをすすめています。夏場、家族でプールに行ったり旅行で海に出かけたりした際にも、ただ水に浸かっているだけではおもしろくはないでしょう。実際には

1. 水の中でリラクゼーションをはかります。（子どもの身体をあらゆる方向へ動かし色々な方向から水の刺激を与えていきます。）

①スウィング。子どもの腰から下





を左右に揺らしていきます。
②縦ロール。子どもの身体を前後に揺らします。(写真1)



写真1

③ドルフィン。背浮きや伏し浮きで子どもの腰から下を上下に揺らします。

2. 動きを促します。

自発的な動きを促すプログラムの壁キックの一場面です。背浮きの状態で壁をキックしそのままバタ足をします。写真は反対側に到着したところ。(写真2)



写真2

3. 介助者から離れていきます。

水上パスから水中パスへと難易度を上げていきます。潜りに関しては呼吸を合わせていくことが肝心です。むやみに潜らせていくことは障害児にとって危険を伴うことなので要注意なプログラムです。(写真3)

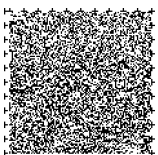


写真3

4. 泳ぎのプログラムです。

4つの泳ぎ方を(クロール、平泳ぎ、背泳、バタフライ)泳ぎとしてしまうととても狭いものになってしまいます。子ども達がとにかく浮きました。そして自発的に身体どこか一部分が動きました。A地点からB地点へ移動しました。これをその子の泳ぎとしましょう。そこから効率よく動ける泳ぎ方を作っていきます。こう考えると泳ぎも人それぞれなんでもありで楽しくなります。(写真4)

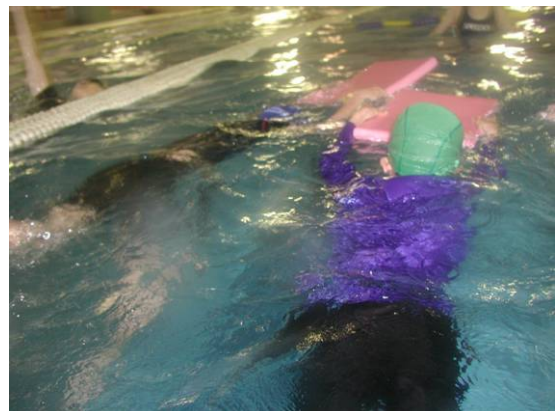
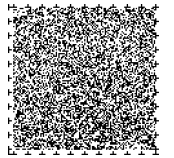


写真4

5. その子の泳ぎを実現させるために何でも利用しましょう。

浮助具は陸上で言えば装具です。その子にあった必要な分だけ利用すればよいのです。いらなくなったらとっていきことも考慮しておきます。写真は旅行用の空気まくらです。(写真5)





(構成員) その会ごとに集まり方は違うと思われ
ますが、学校関係で作っている会では小学生から
高校生、または卒業後の子まで幅広い年齢で構成
されることが多いです。しかし子どもの年齢が上
がるということは同様に親も年齢が上がっていく
ことであり、水中での介助が大変になり入水でき
なくなることもあります。そのため早くから介助
してくれる人員を確保していくことも必要です。

指導員としては、運動発達がわかる職種の参加
があると頼もしいでしょう。ふた昔前くらいには
「脳性まひの子は水中運動はあまりよくない」と
されていました。それは「陸上では体重によって押
さえつけられて見えなかった異常姿勢が、水中に
入ることにより浮力で免荷された状態が、異常姿
勢が助長されたように見えた。」からということ
でした。しかし現在では的確なアプローチにより、
よりよい運動発達の援助ができるため、そういっ
た視点でプログラムを組んでいくことが必要です。

グループ水泳教室

(場所) 地区の公営プール。コース借りをするた
めにグループ登録をする、利用者説明会など面倒
な事務作業をしなければなりません。コースを借
りる場合は費用が必要になります。(場所によっ
ては障害者割引などがあるかもしれません。)プー
ルへ入るまでの移動がしにくいところが多いで
す。私達はプールサイド用の車いすを寄付する
という方法をとりました。(大きな障害児施設や車
いす業者から貰い受けることや子どもが成長して乗
れなくなったものなどを見つける努力をしてみま
しょう。)

一番困るのが、施設職員の無理解です。めげず
に一つ一つ解決していく努力をしましょう。その
一歩が次に利用しようとする子ども達の役に立ち
ます。ただし「障害があるからー」と特別になら
ないようにすすめることも大事です。

しかし、居住している最寄のプールで行なうこ
とは、親子が施設の使い勝手がわかること、何よ
りも施設職員に顔が知れること(Aちゃんが行
くと場内BGMを子ども用の曲に変えてくれま
す。)他の施設利用者と顔なじみになり声をかけ

てくれることがあります。

(会費) 行事保険、指導員への謝
礼などのためにいただいています。

親御さんから「兄弟は塾に通っている、この子は
スイミングスクールです」と言っていただけてい
ます。

(構成員) 広く公募するために、多様な疾患の子
たちが集まります。そのために指導者側の対応力
を高めておく必要があります。

まとめ

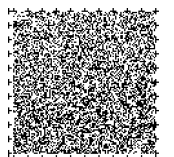
以上のようなことは、子ども達が地域でプール
活動を円滑に行なえるよう、気をつけたり指導員
側が考えておかなければならないことです。それ
らを行い、実際の場面では子ども達が水に慣れ、
水と上手に付き合え、泳ぎを獲得していくこと
を目標としていきます。しかし地域で行なっていく
最大の意義は別にあると考えています。

それは地域でプール活動をする中で「普通に
経験すること」を経験できることにほかありませ
ん。

冒頭の大会に出場したことを例にとると、外出
するために洋服を選び、用意した。大会会場まで
公共交通機関を使用した。行き先までの料金を調
べた。切符を買った。お昼を外食した。(自分で選
択する) 買い物をした。などなど意識しないで経
験することができます。

こうした生活経験は積み重ねて力になっていき
ます。積み重ねていく機会が少なくなりがちな障
害児では「プールに行く」というきっかけができ
れば、わざわざ買い物練習などしなくてもいいの
です。

通園施設の方々が障害児のプール指導を施設
の中でしょう、水泳指導員の方々が障害児のプー
ル指導をしよう、PTやOTの方々が水泳療法をし
ようと考えていく中で、それぞれの立場や環境で目
的は違ってくると思います。しかし障害児も人間
でありこの世界で暮しています。その子たちの生
活が豊かになることが最終的な目
標です。生活を忘れないように子
ども達と大いに楽しみましょう。



最新福祉用具紹介

— 福祉用具研究開発助成事業で実用化されたもの(その3) —

財団法人テクノエイド協会

当協会では、障害者・高齢者の方々の自立の促進と介護に当たる方々の介護負担の軽減を図るための福祉用具の実用化を目指して「福祉用具研究開発助成事業」を実施しています。平成19年度事業分に73件の応募がありました。福祉用具研究開発委員会で審査をし、10件の新規採択事業者が決定しました。実用化に向けて研究開発を期待しているところです。

なお、福祉用具に関係する情報は当協会のホームページでご覧になれますのでご利用ください。

財団法人テクノエイド協会ホームページ
(<http://www.techno-aids.or.jp/>)

助成事業に関するお問い合わせ先

財団法人テクノエイド協会 開発部
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ4階
電話 03-3266-6881 FAX 03-3266-6885

重度身体障害児・者のための意思伝達装置

ハートアシスト

明電ソフトウェア株式会社
TAISコード：00830-000003 分類コード：214209

1. まえがき

明電ソフトウェア(株)は、財団法人テクノエイド協会の福祉用具研究開発助成事業の支援を受けて、静岡県立こども病院、静岡工業技術センターと共同で重度身体障害児・者のための新しい意思伝達装置「ハートアシスト」を開発しました。

「ハートアシスト」は、既存製品「発達障害児童向け携帯用会話補助装置トークアシスト」(平成15年度ソ

フトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2003受賞製品)を基に、改良を加えたものです。

2. 既存製品への要望

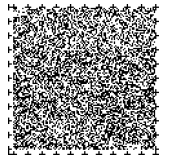
トークアシスト(装置本体は、市販の携帯情報端末 PocketPC)は発達障害(知的障害・学習障害・自閉症・注意欠陥多動障害他)、聴覚障害、失語症、気管切開や発声機能障害等による失声によりコミュニケーション障害を有する学齢期の児童の意思疎通と社会的自立の支援を目的に開発した障害者日常生活支援機器で、2002年3月発売以来、多くの方にご利用いただいています。これまでご使用いただく又は販売する中で、使用対象者から以下のような要望をいただいています。

- ・従来の重度障害者向けのコミュニケーションエイドは、文字を選択することで自分の意思を伝える方式であるため、文字を組み立てられない障害者にとっては利用できない。絵や写真の選択で操作を行いたい。
- ・従来の機器は大きく、常時携帯又は車椅子やベッドに取付けて、いつでもどこでも使用することはできない。常時携帯可能な小型化を望んでいる。
- ・現在トークアシストを利用している障害児も成長しており、現状の学齢児童向けの言葉だけでなく、成人向けの言葉を追加し継続的にトークアシストを使用したい。

3. 製品のねらい

このような要望を踏まえ、既存製品「トークアシスト」の改良開発を行うことで以下を実現しました。

- (1) トークアシストに重度障害者向けの入力装置である市販の接点スイッチとのインターフェー



スを開発付加し、操作性をそれに対応するよう変更することで、重度障害者も利用できるようにする。

- (2) 成人や高齢障害者（寝たきり高齢者など）の行動分析を行い、その中で主に使用する言葉の絵シンボルとそれに対応する音声を標準搭載することで、成人や高齢障害者、重度障害者（身体介護等）にも利用できるようにする。



つや健康、感情などグループ（カテゴリ）に分類し、それを選択・発声することで意思伝達を行なう。

- (3) ことば呼び出し

医療機関や施設等で使用頻度の高い文章を、環境制御・身体介助などのグループ（カテゴリ）に分類し、それを選択・発声することで文字入力なしでも意思伝達を行なうことができる。

「ハートアシスト」の特徴は、①高齢者や色覚障害者にも認知しやすいように開発されたイラストを使用していること、②スキャン方法が使用者の負担が少ないように工夫されていること、③使用者の障害に合わせて自由にカスタマイズが可能なところです。

〈商品に関する問い合わせ先〉

明電ソフトウェア株式会社

静岡県沼津市東間門字上中溝515（※7月下旬より）

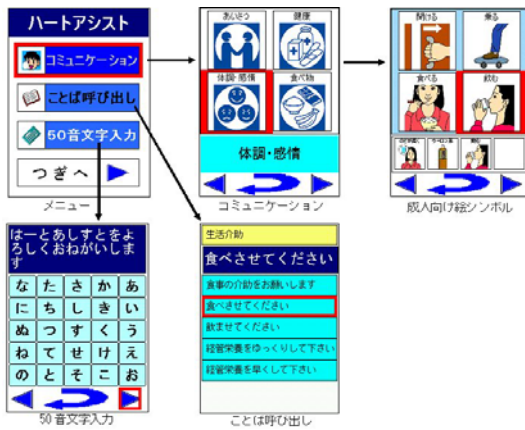
電話 055-923-4972 FAX 055-923-1191

<http://talkassist.meidensoftware.co.jp/ha>

E-Mail HeartAssist@mb.meidensoftware.co.jp

4. 「ハートアシスト」の機能概要

「ハートアシスト」の操作は、画面上の選択枠が自動的に移動し、目的の位置に来た時に接点スイッチを押すことで選択・発声する、いわゆるオートスキャン方式で、以下の3つの機能から成ります。



- (1) 50音文字入力

オリジナルな文章や言葉を50音文字から選択・発声することで意思伝達を行なう。また、使い勝手を向上させるための「単位」や「あいづち（へえーなど）」も使用できる。作成した文章や言葉は、登録し、「ことば呼び出し」から呼び出して使用することができる。

- (2) コミュニケーション

日常的に使用する単語のイラストを、あいさ

モジュラージョイントフレーム
JOSY
 ピッコロ有限会社

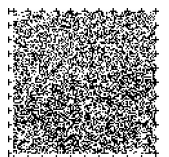
〈JOSYとは〉

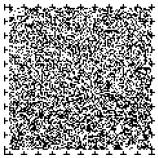
「JOSY」とは、木製フレーム同士をアルミジョイントを介してボルトで接合させ、姿勢保持装置やイスなど様々な機器・用具の主フレームとして使用出来るモジュラージョイントフレームのことです。

(財) テクノエイド協会様からの福祉用具研究開発助成金により、開発、実用化することが出来ました。



組立てモデル 姿勢保持装置
 近畿福祉大学テクノ未来館にて展示





〈開発の目的と経緯〉

従来機器のフレームには、アルミ、ステンレスパイプ、又は、木（なら材等の堅木）が用いられています。しかしながら、これらを用いた場合の機器製作には熟練された技術が必要で、製作工房の少なさと相まって、3、4ヶ月以上の納期がかかっています。又、これらの用具は、最終的には、廃棄処分にされます。他に、簡易的な組立て用材として、樹脂被覆のカラー鉄パイプが用いられておりますが、これには、質感や廃棄処理の問題がありました。

この問題点解決のため、①金属に代わる自然素材（杉・ヒノキ間伐材）を使用し、②多様な機器形状に対応可能で、③接合部に溶接、接着をしない分解可能なボルトによる接合方法で、④使用途中であっても、対象者の身体状況にあわせて寸法変更が可能で、⑤フレームは簡単に自由な長さにカットでき、⑥組立てが容易で、⑦丈夫なフレームシステムの開発を目指しました。

開発には、近畿福祉大学の繁成剛教授、県工業技術センター、森林組合、デザイナー、家具メーカー、福祉機器メーカー、OT、PTの方々など多数の方のご指導、ご協力を頂きました。

その結果、所期の目的通り、さまざまな機器に利用出来、寸法変更が可能で、かつ熟練技術者でなくても組立てられ、環境に配慮した商品として、実用化することが出来ました。

〈JOSYの特徴〉

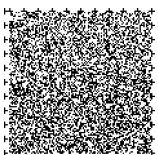
- ①フレームは、国産の杉・ヒノキ製です。
- ②ジョイントは、アルミ製です。



- ③組立ては、ボルトによる接合ですので、組立てが簡単です。
- ④何度でも分解・組立てが出来ます。



接合作業（市販工具：六角レンチ）



- ⑤フレームは、自由な長さにカットできます。



直角にカットする治具（市販工具：ソーガイド）

- ⑥たいへん丈夫な構造です。



50cm スパン
中央荷重 500kg で破断

- ⑦様々な機器の主フレームとすることが出来ます。



移動台



プロンボード

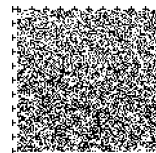
〈人・環境への配慮〉

- ①フレームは国内の杉・ヒノキ間伐材製です。これを使用することによって、環境保全に役立てることが出来ます。
- ②使えない機器は分解し、他のものに生まれ変わらせることが出来ます。
- ③塗装仕上げは、ウレタン系塗料を使用しておりますが、トルエン、ホルムアルデヒド等の有害物質は含まれておりません。
- ④ジョイントはアルミ製です。繰り返しの使用に耐えられます。
- ⑤使用后、不要になった機器は、当社でお引取り致します。引き取った機器は、解体後、再仕上げを施し再利用いたします。

〈問い合わせ先〉

A L U 建築システム研究所 担当：藤田
TEL:093-923-7960 FAX:093-923-7961
E-mail info@josy.jp URL <http://www.josy.jp/>

パシフィックサプライ（株） 担当：高木
TEL 072-875-8008 FAX 072-875-8015
URL <http://www.p-supply.co.jp>



社会保険 Q&A

(問) 毎年のように年金についての改正が行われ、とまどうことが多いのですが、平成19年には、どのような改正が行われているのか教えてください。

(答) お尋ねのありましたように、このところ毎年、年金の改正が続いていますが、これは、16年に年金制度改正があったものが、段階的に実施されていることによるものです。そして、20年4月の改正をもって終了することとなっています。

19年4月から厚生年金保険について、次のような新しい仕組みが始まります。以下、その概略です。

1 70歳以上の在職者への在職老齢年金の仕組みの適用

これまで年金を受けながら働く人に対する在職老齢年金による支給停止は、70歳になるまでの人に限られていました。19年4月からは、厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳以上の年金受給者についても、60歳代後半の在職老齢年金と同様の調整の仕組みが適用されることとなりました。これは、年金制度における世代間の負担と給付の公平性や高齢世代内での公平性の観点から、就労して稼働能力のある人について実施するものです。ただし、19年4月1日に70歳以上の人には適用されません。また、該当する人でも、厚生年金保険料は徴収されません。

2 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ

65歳以降の老齢厚生年金を受けることができる場合に、65歳から年金を受け取らずに、66歳以後に繰下げの申出をすることにより、その申出をした月の翌月から増額された老齢厚生年金を受け取

ることができるようになりました。この申出ができるのは、19年4月1日以降に65歳以上の老齢厚生年金の受給権を取得する人です。

3 遺族厚生年金の見直し

(1) 65歳以上の人の遺族厚生年金の見直し

自らの保険料納付を確実に年金給付に反映する仕組みとするという考え方から、本人の老齢厚生年金額及び遺族厚生年金として改正前の制度において受給できた額と本人の老齢厚生年金額との差額を支給するという仕組みになります。

(2) 子のない若年期の妻の遺族厚生年金の見直し

夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻に対する遺族厚生年金について、5年間の有期給付となります。

また、中高齢寡婦加算(594,200円)の支給要件が、35歳以上から40歳以上に引き上げられます。

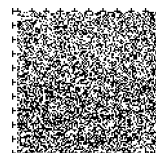
4 離婚時の厚生年金の分割

当事者の一方からの請求により、婚姻期間等の厚生年金保険の保険料納付記録を当事者間で分割することができます。

そのためには、①19年4月1日以降の離婚等をしたこと、②当事者の合意や裁判手続きにより、年金分割の割合を定めたこと、③請求期限(離婚の日の翌日から起算して2年)を経過していないことが必要です。

なお、詳しくは、最寄りの社会保険事務所でお尋ね下さい。

(回答：社会保険労務士
高橋 利夫)





障害者施設でのレクリエーション交流

—「はくちょう学園」で学んだこと

実践女子短期大学教授
蘭田 碩哉

レクリエーションは人と人をつなぐ「魔法のかけ橋」になるのではないかと。東京都日野市にある実践女子短大生活福祉学科では、レクリエーション・ワークを通じて施設で生活する障害者と学生たちの交流体験を積みあげてきた。施設に通って日課に参加しながら施設の利用者たちとコミュニケーションを積みあげ、最後に学生が自ら企画したコミュニケーション・プログラムを実施して「仕上げ」とする。日々の交流を土台に、企画したレクリエーションがどこまで人間交流の実(じつ)を上げることができるか。この3年間の学生レポートの中から、エッセンスを紹介する。

施設紹介

【はくちょう学園】は、日野自動車に隣接するこぢんまりとしたアットホームな雰囲気のある知的障害者更生施設です。「はくちょう学園」の名称は、水かきを使って力強く飛び立つ白鳥に利用者の自立への意気込みをイメージしたものです。

はくちょう学園では、一般就労にかかわる日常生活を行う場、成人期を豊かに充実してその人らしく光り輝いて生き生きとした生活を送る場をめざし、また施設での生活が快適で健康的なものになるよう支援・援助を行っています。

利用者は、はくちょう学園に来るとそれぞれの生活が広がる、また、職員の他にボランティアや実習生が来ると、それも良い刺激になり、世界が変わるそうです。

職員は1人1人よく観察し、利用者のこれまでの生活の中の基盤を使っ

て、本人ができることは本人にやらせます。

挨拶、言葉づかいなど。利用者は喋らなくても自分の意志が通じると喋らなくなってしまいます。だから〈声かけ〉をして利用者の返事や表情を待ちます。また、喋れない人には「マカトンサイン」という簡単な手話のようなもので示すこともあるそうです。

注意をする時は言葉、態度で示し、いけないことはいけないと叱る。利用者には、言葉は通じなくても、態度はわかるそうです。

食事のときは、うどんなどの麺類のように長いものを食べられない人には短く切って出す。お皿に残ったものをきれいに取れない人には、集めてあげる。

歩行困難がある人にはエレベータを利用したり、必要に応じて補助についたりする。

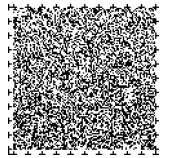
はくちょう学園では、年間を通していろいろな行事が行われます。園内では「はくちょう祭り」や「クリスマス会」、園外では「買い物学習・外食」や「忘年会」、「はつもうで」があります。行事は利用者さんも楽しみにしていて、生き生きとしています。

交流体験を通じて

それまで私は、知的障害者との接し方も分からず、施設は未知の世界でした。ボランティアや実習で交流が多かった利用者について書きます。

【利用者Tさんとの交流】

私が初めてはくちょう学園で〈はくちょう祭り〉のボランティアをした時に担当になったTさん



は、20代半ばの女性で、言葉は少ないが、周りの人から“癒し系”と言われるような、優しい、いつも笑顔の利用者さんです。はくちょう学園の利用者さんの中では自立している方でした。

Tさんとは〈はくちょう祭り〉の前に1度顔を合わせて、その時は笑顔を返してくれたので、少し安心していました。しかし、その日は急に泣き出してしまったり、「こわ〜い。」と言われてしまったりして、私はTさんに嫌われているのかなと思います、落ち込みました。その日は一日中どうしたら良いかわからず、オロオロしていました。

はくちょう祭りが終わって、11月に実習生として行ったときには、私のそばに来て、本を読んでもいました。他に、「お買い物・外食」に同行したり、忘年会では隣で食べたりして、Tさんとは交流が多かったと思います。実習が終わってから、「忘年会」の日に、ボランティアとして行った時には音楽の時間に、一緒にベルを鳴らしていると、私に抱きついてきて、ほっぺにキスもしてくれました。

Tさんは、昨年の9月の〈宿泊旅行〉の時から、だんだんしゃべれるようになったそうです。そして「こわ〜い」と言ったり泣いたりすることで、周りの気を引き、優しくしてもらえる事もわかっているそうです。Tさんは、まわり全体を見ていて、生きる力がある、と職員の方が言っていました。

【利用者Hさんとの交流】

実習の間、担当になったHさんは、20代半ばの女性でわりと大柄な方です。言葉はあまり出てきませんが、声はよく出る方です。音楽が流れていたりすると身体をよく前後に動かします。

私がそばに行くと、手で「こっちに来ないで」というように、払いのける。あまり一緒にいたくないと思われている感じがしました。

実習が終わって、ボランティアとして〈忘年会〉に行った日の午前中、野外作業の時間（普段は歩きながら缶を回収している）に、はくちょう学園から道路に出ると、手をつなごうとしたり、腕を組もうとしたりして、とても嬉しかったで

す。でも、職員に「つながないで」と言われました。Hさんが手をつないだり、腕を組んだりしなくても歩けるように訓練をしているのだと思いました。時々手をつなごうとしてくるHさんには、「大丈夫」「大丈夫ですよ」と声かけをして、肩や背中をさすりました。途中、Hさんが笑顔になりました。私はその時初めてHさんの笑顔を見たので、嬉しかったです。

その他、人の髪を口に入れようとする、「イ〜」と言いながら顔を近づけてくる、靴下と靴を脱いであぐらをかいてイスに座る、人をたたく、本や広告の文字を読んで口ずさむなど様々な自己表現がありました。

いろいろな利用者がいますが、どの人も時に笑顔になり、それを見るときとても幸せな気持ちになります。どの人も生活、人生は輝いています。

（渡邊さおり）

クリスマス会の体験

この日は施設のクリスマス会で私達も何か出し物を考えて披露する日でもあった。「出し物はパネルシアターにして」と言われて、次の日から色々試行錯誤した結果、クリスマスなんだし、クリスマスの曲を3曲ぐらい組み合わせ、その音に合わせて絵を動かそうということになった。

それまではよかった…。

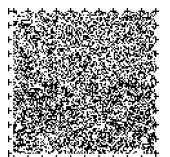
それから、なかなか大変で、曲は何をかけるか・蛍光絵の具をどうしようかなど悩み、結局本格的に絵を描いて塗りだしたのがクリスマス会の前日だった。

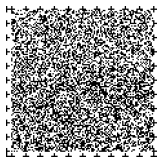
前日は7時半頃までやって、明日またやろうとのことになり、その日は終了。

当日、私は早くに学校に来て、昨日の続きを早く終わらせたい一心で真剣にやった。

それから間もなくして、パートナーの本橋さんも合流し、2人で協力して何とかぎりぎり終わった。

リハーサルもしないで施設に行くと、施設長の岩下さんが「もう少し





練習してもいいよ」と気遣ってくれ、私達は絵を出す順番などを確認したりした。

そして、とうとう本番が迫ってきた!!
緊張と不安で頭の中がお互いパニックになりそうだった。

そして「本番だよ」と職員の方に呼ばれ、ドキドキしながらクリスマス会の会場に入った。

利用者の皆さんが座ってこっちに注目していて、さらに緊張した。職員の方に音楽の順番を教えて、私達は絵を出す順番に並べた。

「始めるよ」との合図で、とうとうスタートした!

極度の緊張と不安が入り混じっている中、何とか本番終了!!

絵を出すタイミングがわからなくなったり、曲は私達が思っていたよりも長かったりした。利用者の方々の反応を見ると、「綺麗だったよ」と一言

もらい胸を撫で下ろした。

それからケーキも戴き、利用者の方々との楽しい時間は終わった。

今日で最後かと思うと、なんだか寂しくなった…。

利用者の方々の帰った後、岩下さんと最後の話をした。

「この何日かここに来てみてどうだった?」と聞かれ、私は、「私の考えが変わりました。こういったような施設で働いてみたいと思いました」と伝えた。

本当にこの施設に来る前と後では私の考えや思いは変わった。

もしこの施設に実習に来ていなければ、私は違った考えを一生持ち続けていたに違いないと思った。またこういった施設を訪問するような機会があれば、ぜひ行ってみたいと思っている。

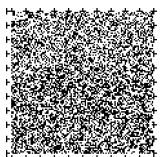
(志村友里恵)

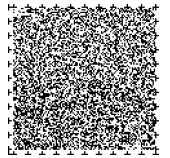
レクリエーション・プログラムの企画

利用者の特徴	・重度知的障害者（幅広い年齢層）		
	・普通の会話は出来ないので、コミュニケーションが取りづらい事もある。		
グループ目標	・学校の文化祭で同じ発表を行ったのですが、練習不足で失敗してしまいました。しかしその失敗を生かして、工夫したりして一人ひとりが努力をして成功へ導くこと。		
	・利用者が理解しやすいように内容を簡単にする。		
	・利用者も私たち発表者も楽しむ。		
場面	はくちょう学園クリスマス会	場所	日野市立はくちょう学園

☆企画・実行

区分	TIME		進め方・手順	実施上の留意点
導入	3	挨拶	進め方・手順・はじめのあいさつ（クリスマス会にちなんで、サンタのストーリーにした事をお話する。）	・みんながちゃんと話を聞ける体制かどうかを見てからはじめる。
展開	8	ブランクシスター	・パネルシアター 「サンタが町にやってくる」の曲に合わせて、サンタがソリに乗って登場→家へ入ってプレゼントを子供たちに配る→夜空に帰っていく。」	・声を大きくして聞きやすいようにする。 ・台詞の場面は、役になりきる。 ・サンタを大きさに動かす。
	6	手遊び	みんなで行うレクリエーション（歌に合わせて肩たたき）「円形に座って、曲に合わせて隣の人をたたくというレクリエーション」1回やり終えた後、反応を見てから2回目を行う。（理解していないようだったら、補足説明をする。）	・最初に私たち学生が見本を見せながら、説明をします。曲を流して楽しみます。流れている歌の歌詞を知っている人には一緒に歌っていただく。
まとめ	3	挨拶	終わりの挨拶	・見てくれた事、参加してくれた事にお礼を言う。





レクリエーション企画への取り組み

レクリエーションの実施にあたって何度も検討して企画（前ページ）を立てました。プラン通りに実行することが出来てよかったです。

また当日の朝も練習する時間をいただいて、最後の最後まで練習を積み重ねてよりスムーズに行えるようにがんばりました。

レクリエーションではみんながちゃんと理解してくれるか不安でしたが、私たちが実際に手本をやりながら説明をしたので理解してくれていたみたいで、みんな楽しそうな表情をしていたことが良かったと思いました。

〈まとめ〉

前期の実習と今回の実習とで、約1年くらい実習生としてはくちょう学園に受け入れていただきました。

一番最初の実習で訪れた時に、自分で想像していた現場と違って少しカルチャーショックを受けることもありましたが、回数を重ねていくうちに利用者さんに顔と名前を覚えていただいたりして環境に慣れていけて嬉しかったです。

障害が軽い方はすごく表現豊かですが、重い障害の方は自閉傾向があり、なかなか言葉では表現できないみたいで「握手」や「抱きつく」や「バイバイ」などの体での表現やコミュニケーションをとることによって心が通じ合えたりすることが出来ることがわかりました。

重度の知的障害者の方と普段接する機会がないので、前期と後期の実習で貴重な体験をすることが出来たなあと思いました。

（伊藤文菜）

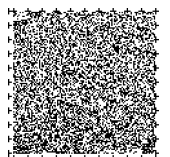
〈コメント〉

ここに掲載したのは、実践女子短大生活福祉学科が進めている地域連携事業のうち、福祉施設との交流をつづった学生の記録である。実は、これらは3年分のレポートをつなげて構成した

ものである。学生たちは地域福祉に関する授業の一環として、また自由な時間を使ったボランティアとして、短大からさほど遠くない「はくちょう学園」に関わってきた。前期のうちは学園生の日常生活にともかくも入り込んでコミュニケーションを取ることを目指す。後期になると、はじめは戸惑っていた学生も次第に慣れて、学園生との仲が親密の度を加える。その仕上げが12月のクリスマス会で、そこでは学生が自ら考えたレクリエーション・プログラムを進行し、学園生とともに「いい時間」を過ごすことに挑戦するという流れが作られてきた。

集団型のレクリエーションを実行するのは、決して簡単ではない。言葉によるコミュニケーションが難しい学園生たちとゲームや歌を通じて楽しむためには、日ごろの人間的な交流による信頼感の醸成が不可欠である。半年なり1年なりの時間の共有が土台になってレクリエーションらしきものがやっと出来るようになる。それも思ったような反応がなくて、準備した通りには進まないこともしばしばである。それでも次第にクリスマスらしい雰囲気も共有されて、学園生たちもいい表情を見せてくれる。それが学生たちにとって何よりの収穫となる。

障害者の日常は、学生たちから見て始めは全く異質の世界に見える。理解も共感もできない「向こう側」の世界、異次元の領域といってもいいかも知れない。しかし、何度も通い続けるうちに、2つの世界の間には橋が架かってくる。学園生もまた当然に人間であり、たとえ言葉が普通には通じなくても、互いに親しみ合い、喜びを共にすることが出来ることがわかってくる。レクリエーションというのはそのことを確認できる格好の舞台である。レクリエーションの根源にある「遊び」というものの不可思議な力を感じさせられる。



第22回

障害者による書道・写真全国コンテスト

財団法人日本障害者リハビリテーション協会・全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）では、障害をもつ方々の教養文化事業の一環として「障害者による書道・写真全国コンテスト」を実施しています。

このコンテストは、障害者の文化・芸術活動の促進と技術の向上、また、それらの活動を通じた積極的な自己実現と社会参加の推進を目的に1986年から行っており、書道と写真という、どなたにも親しみやすい素材を題材に、毎年全国からたくさんの作品が寄せられています。

第22回コンテストでは、身近な撮影機材として普及している携帯電話の“カメラ機能”を使った「携帯フォトの部」を新設しました！

今回も、みなさまの素晴らしい作品をお待ちしております。

【携帯フォトの部についてのご案内】

- ・お使いの携帯電話にあるカメラ機能を使ってご応募いただけます。
- ・画像サイズをVGA（640×480ピクセル）以上に設定して撮影してください。
- ・応募用メール（contest@abox3.so-net.ne.jp）に画像を添付してのご応募となりますので、直接コンテスト事務局へ届きます。また、22ページのQRコードをご利用いただくと簡単にアクセスできます。

（携帯事業者によってお使いいただけるQRコードが違いますのでご注意ください）

※お受け取りしたメールアドレスへ作品受領のメールを送信いたします。このメールが3日以上届かない場合は、お手数ですがコンテスト事務局までご連絡ください。



- 主 催：財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
- 実 施：全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
- 協 力：各都道府県・指定都市障害保健福祉関係主管課、各都道府県・指定都市応募取りまとめ等協力機関（予定） 関、財団法人 毎日書道会
- 後 援：株式会社 福祉新聞社、身体障害者福祉センター全国連絡協議会、社会福祉法人 日本身体障害者（予定）者団体連合会（中央障害者社会参加推進センター）、社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会、財団法人 日本知的障害者福祉協会、社会福祉法人 全国精神障害者家族会連合会



「戯れ (たわむれ)」
広島市 上園 義輝さん

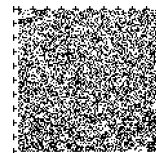


「いざ出陣」
広島市 清水 洋彦さん



「燃 (草書)」
富山県 松川 富美さん

第22回 障害者による書道・写真全国コンテスト応募要項



- 応募資格：「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」いずれかの交付を受けている方。
但し、当コンテスト各部において3回以上入賞者は対象外とします。
- 応募内容：①書道の部…題材は自由です（硬筆・毛筆とも可）。
②写真の部…フリーの部（題材は自由です）
ポートレートの部（人物を題材とした作品が対象となります）
携帯フォトの部（携帯電話のカメラ機能を使ってご応募ください。題材は自由です）
- 作品サイズ：①書道の部 半紙サイズ（約33.3cm×24.0cm）、
硬筆はA4サイズ（約21.0cm×29.7cm） ※タテ・ヨコ自由
②写真の部 四つ切サイズ（約25.4cm×30.5cm）、四つ切ワイドサイズ（約25.4cm×36.5cm）
デジタルカメラ作品の場合はA4サイズ（約21.0cm×29.7cm）も可 ※タテ・ヨコ自由

なお、携帯フォトの部は審査の関係上、画像サイズはVGA（640×480ピクセル）以上でご応募ください。
※その他、詳しくは『携帯フォトの部に関するご注意』をご参照ください。

- 応募方法：応募用紙に必要事項をご記入の上、作品を添えて各都道府県・指定都市の応募取りまとめ等協力機関（以下、協力機関）にご提出ください。
全国コンテスト事務局への個人での直接応募は審査の対象外とさせていただきますのでご注意ください。

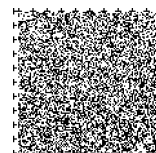
なお、携帯フォトの部につきましては、応募用メールアドレス（contest@abox3.so-net.ne.jp）へのご応募となりますのでご注意ください。メール本文にお名前・年齢・ご住所・電話番号・障害種別・作品タイトル・コメントを入力の上、作品を添付し送信ください。
※QRコードからもご応募いただけます。（携帯事業者によって応募いただくためのQRコードが違いますのでご注意ください）
平成19年8月15日（水）～17日（金）は当センター休館日となります。この期間はお問い合わせや作品受領メールの送信などが行えませんのでご了承ください（作品はご応募いただけます）。

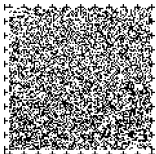
- 応募締切日：都道府県・指定都市により締切日が異なりますので、直接協力機関にお問い合わせください。
- 入賞点数：①書道の部…金賞10点、銀賞15点、銅賞25点程度を選定します。
②写真の部…金賞10点、銀賞10点、銅賞20点程度を選定します。
写真の部の入賞点数は、フリーの部、ポートレートの部の合計となります。
※携帯フォトの部は別に10点程度を選定する予定です。
※入賞点数は作品の応募点数によって変更させていただくことがあります。
- 審査結果：
・平成19年11月下旬に協力機関宛に通知いたします。
入賞者ご本人へは、平成19年12月9日（障害者の日）にあわせ、入賞のお知らせならびに賞状、記念品を送付いたします。
・福祉新聞紙面での発表を予定しております。（平成19年12月・平成20年1月発行号に掲載を予定）
・希望者のみ、郵送による審査結果の通知をいたします。（平成19年12月15日頃を予定）
※ご希望の方は、結果送付先のご住所・お名前を明記の上、封筒に80円切手を同封し、「全国コンテスト事務局」までご郵送ください。
・携帯電話専用ホームページにて審査結果を発表いたします。（平成19年12月15日頃を予定）
下記URL又はQRコードにて携帯電話専用ホームページにアクセスし、結果をご覧ください。
http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index/contest_mobile.html
※結果は当センターホームページ上でも発表いたします。
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>
- 入賞作品の館内展示等：
・全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）館内において入賞作品の展示を行います。
コンテストの入賞者、入賞作品、審査員総評等は当センターホームページおよび情報誌「戸山サンライズ」に掲載いたします。

【作品の応募に関するお問い合わせ先】

障害者による書道・写真全国コンテスト事務局

TEL : 03-3204-3611 FAX : 03-3232-3621 E-mail : contest@abox3.so-net.ne.jp





【コンテスト全般に関するご注意】

- ◆ご応募いただいた作品の返却は原則としていたしません。
- ◆作品の製作年月日は問いません。但し、他のコンテスト等に未応募のものに限ります。
- ◆ご応募いただいた作品の著作権は製作者ご本人に帰属しますが、この事業の一環として行う審査・審査結果の発表及び広報のための印刷・展示・放送（インターネットを含む）等における使用権は、当センターに帰属するものとします。
- ◆作品は素材のみに限ります。パネル・額縁・表装等をした作品は審査対象外とさせていただきます。
- ◆人物・美術品・写真等の著作物もしくは肖像を作品に使用される場合、あらかじめ著作者・所有者や被写体となる方等から事前の使用許諾・承諾を得た上でご応募ください。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、応募者が自らの責任で対処することとし、当センターは一切の責任を負いません。
- ◆公序良俗に反する表現につきましては、コンテスト事務局の判断で応募を受け付けない場合がありますのでご注意ください。
- ◆ご応募いただいた方の個人情報は当事務局が責任を持って保管し、コンテスト以外の用途に利用することはありません。

【書道の部に関するご注意】

- ◆利き手側の上半肢に著しい障害のある方については、規定サイズ外の作品応募も受け付けますので、その旨を、事務局へご連絡ください。
- ◆規定サイズの範囲内であれば、用紙の種類は問いません（色紙も可）。
- ◆作品は折り曲げずにお送りください。

【写真の部に関するご注意】

- ◆被写体に人物が写っている場合、肖像権侵害等の責任は負いかねますので必ず本人の了承を得てください。
- ◆組写真は不可とします。

【携帯フォートの部に関するご注意】

- ◆募集作品は、カメラ付携帯電話で撮影した写真のみです（他の機器で撮影したものや加工したものは無効）。
- ◆作品は審査の関係上、必ず画像サイズをVGA（640×480ピクセル）以上に設定して下さい。それ以下のサイズの作品は審査の対象外となりますのでご注意ください（設定方法についてはお持ちの携帯電話の説明書をご確認ください）。
- ◆お1人1点のご応募とします。作品の差し替えは行いません（複数のご応募があった場合は、最初に届いたものを審査対象とし、以降届いたものにつきましては受け付けません）のでご注意ください。
- ◆ご応募は無料ですが、別途パケット料金（通信料金）が発生しますのでご注意下さい。
- ◆なお、携帯フォートの部に限り、コンテスト事務局より作品受領のメールをお送りします。3日以内に作品受領のメールが届かない場合は、お手数ですが、コンテスト事務局までお問い合わせください。
平成19年8月15日（水）～17日（金）は当センター休館日となります。この期間はお問い合わせや作品受領メールの送信などが行えませんがご了承ください（作品はご応募いただけます）。

【携帯フォート応募用QRコード】



〔NTT docomo用〕

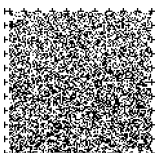


〔au・softbank用〕

【審査結果発表用QRコード】



〔審査結果速報用〕



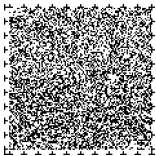
「第22回 障害者による書道・写真全国コンテスト」応募用紙

注：※印の付いた項目は入賞時に公表させていただきます。

フリガナ ※氏名	男 女	※年令	※応募部門	書道の部 写真の部	フリーの部・ポトレートの部
ご住所	〒		TEL FAX		
※作品の題名			※制作年月日	年	月
障害者手帳の種類と等級 (手帳に記載されている とおりに記入してください)	身体障害者手帳	障害名 ()	種	級	
	療育手帳	(障害の程度)			
	精神障害者保健福祉手帳	(障害の程度)	級		
※入賞時に掲載する 障害の種類	肢体不自由・内部障害・視覚障害・聴覚障害・音声言語機能障害・知的障害・精神障害・その他 ()				
※作品制作時の状況・工夫・作品のPR等、参考になる事項があればお書きください。(書道の部・写真の部いずれの応募者の方もご記入 ください。書道の部で、古典作品等の意味などがわかりでしたら、解説もお願いいたします)					

※写真の部 参考データ	撮影地	使用カメラ (メーカー・機種名)	使用フィルム	絞り/露出 f / ±	シャッタースピード 1 / 秒
協力機関名					

※応募の際は、この用紙をコピーしてご使用いただけます。



障害者福祉の総合情報誌です!!

月刊 ノーマライゼーション 障害者の福祉

定価1冊 800円 [B5判68頁] 年間購読料9,000円 (送料・消費税込)

内容をフロッピーディスクに収録したテキストデータ版もあります。

各省庁の障害者施策に関する情報、全国各地の実践例や移動・コミュニケーションなど生活情報、国連や世界の障害のある人を取り巻く動きを紹介する障害者福祉の総合情報誌です。

最新刊

☆6月号☆ 特集 第2次「アジア太平洋障害者の十年」中間年

◆中間年評価と今後の課題(秋山愛子) ◆第1次「十年」から第2次「十年」へ、中間年後の課題を検証する(高嶺豊) [列島縦断ネットワーク]「障害者自立支援法110番」報告、他

今後の《特集》予定

[2007年]

- 7月号 障害者の自立 本人支援と家族支援
- 8月号 障害の定義
- 9月号 障害者の暮らしと人による支援

好評連載中!!

「わがまちの障害福祉計画」

全国自治体の首長に、独自の特色ある障害者施策をお聞きします。最近の掲載は・・

- 2007年 4月号 東京都中野区
- 5月号 埼玉県越谷市
- 6月号 静岡県富士市

リハビリテーションに関わる方の必読書!

季刊 リハビリテーション研究

6月・9月・12月・3月発行

定価1冊1,200円[B5判48頁] 年間購読料4,500円 (送料・消費税込)

国内外の研究論文や文献などを掲載し、リハビリテーション分野の資料や情報、最新の動向などをお伝えしています。

最近の《特集》

- 129号 ジョブコーチによる就労支援
- 130号 障害者権利条約とわが国の課題
- 131号 特別支援教育
- 132号 バリアフリー新法
- 133号 障害者自立支援法 (予定)

最新刊

第1号(1971年発行)~100号を1枚に収めた資料価値の高いCD-ROM版 (9,500円(送料・消費税込))もあります。特集など主な論文を紹介したブックレット付き。



《発行/内容の問合せ》(財)日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523

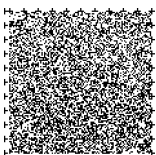
E-mail: norma-riha@dinf.ne.jp

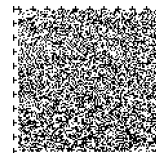
※ホームページ上で、バックナンバーの目次を掲載しております。

ぜひ、アクセスしてみてください。 http://www.normanet.ne.jp/~info/m_normal/

《購読のお申し込み》(株)教宣文化社 営業部 TEL:03-3994-6103 FAX:03-3992-1649

E-mail: norma@kyosenbunka.co.jp





日常生活で法律上の問題について、お悩みはありませんか？ 年金について分からないことはありませんか？

戸山サンライズでは、毎月1回特別相談日を設け、専門家が、法律と年金に関する様々な問題に、明快にお答えしています。料金は無料、時間は13:00～16:00です。

お気軽にお越し下さい。

法律相談 弁護士 野村 茂樹 氏
年金相談 社会保険労務士 高橋 利夫 氏

平成19年8月8日(水) 11月14日(水)
9月12日(水) 12月12日(水)
10月10日(水) 平成20年1月9日(水)



また、その他に義肢装具に関する相談や障害者福祉に関する相談も実施しております。

※相談方法：来所・文書・電話（FAX）・メールにて随時受け付けておりますので、詳細につきましては、下記担当者までお問い合わせください。

電話 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621 E-mail nishida@abox23.so-net.ne.jp

相談室担当 西田

SPコードについて

SPコード専用読み取り装置「スピーチオ」、「テルミー」を使って、紙に印刷されているSPコードを読み取ることで、記録されている情報を音声で、また点字プリンターと接続すれば点字で、パソコンに接続すればテキストで出力することができます。SPコードの右（あるいは左）にある切りかきは、視覚障害の方が、コードのある場所を認識するためのものです。スピーチオは日常生活用具として認定されています。



スピーチオ



テルミー

戸山サンライズ (通巻第233号)

発行 平成19年6月10日 (隔月10日発行)
発行人 (財) 日本障害者リハビリテーション協会
会長 金田一郎
編集 全国身体障害者総合福祉センター
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL. 03(3204)3611 (代表)
FAX. 03(3232)3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

編集後記

今号のお知らせでは「第22回障害者による書道・写真全国コンテスト」のご案内を掲載しました。今回は「携帯フォトの部」を新設しました！

携帯電話のカメラ機能を使うことで、写真に興味を持っていただくための導入となればと考えています。是非お気軽にご参加ください。

書道や通常の写真コンテストとあわせて楽しい作品をお待ちしております!!

(廣田)

